

議案第5号

守谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

守谷市職員の給与に関する条例（昭和31年守谷町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「により職員」の次に「（55歳（市規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市規則で定めるもの。次項において同じ。）を超える職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第6項を次のように改める。

- 6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年 3 月 6 日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
5号	1

## 提案理由（議案第5号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成24年8月の人事院勧告に準じ、55歳を超える職員について、勤務成績が極めて良好又は特に良好な場合に限り昇給を行うこととするため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 前項の規定により職員(55歳(市規則で定める職員にあっては, 56歳以上の年齢で市規則で定めるもの。次項において同じ。))を超える職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は, 同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し, かつ, 同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては, 3号給)とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 <u>55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は, 同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好であり, かつ, 同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし, 昇給させる場合の昇給の号給数は, 勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>7から10まで (略)</p>	<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>5 前項の規定により職員_____</p> <p>_____を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は, 同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し, かつ, 同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては, 3号給)とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 <u>55歳(市規則で定める職員にあっては, 56歳以上の年齢で市規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については, 同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては, 3号給)」とあるのは, 「2号給」とする。</u></p> <p>7から10まで (略)</p>